「誓約書」提出のお願い

　悪徳商法等による消費者の被害が多発しており、当市民センターでは、営利活動の利用に際し、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあってはならない」ため、施設の利用を申請される方へ誓約書の提出のお願いをしております。

　また、誓約書の規定に違反した場合、北九州市立の全市民センターの使用を停止します。

　何卒、皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　北九州市長　武内　和久

誓約書

年　　　月　　　日

北九州市長　様

所在地

団体名

使用申請者氏名

電話

　私は、北九州市立　　　　　　　　　　　　　　　　　市民センターにおいて、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　についての多目的活動を行うため、　　　年　　　月　　　日に　　　　　　　市民センターを利用いたしますが、その活動にあたっては、別紙（裏面）内容にあたる行為は行わず、公序良俗に反することのないよう留意し、消費者に対しては、クーリングオフの説明等きちんと行い、消費者の権利に十分配慮するとともに、関係法令を順守します｡また、この誓約に違反し、市民または北九州市に損害が生じた場合は、当方が責任をもって対処することを約束します。

**規制緩和後も使用できない活動内容**

別紙

**（市民センターの設置目的に反するとき）**

**■過度な営利使用**

**１．基本的考え方**

　悪質な商法、参加者１人当たりの月謝や販売時の支払い合計金額が5,000円(資料代その他実費相当額を含む)を超える金銭を徴収するものは使用できない。また、市民センター館長及び職員が管理上必要があると認めて当該施設に立ち入る場合、これを拒むものも使用できない。

**２．過度な営利使用に該当するもの**

下記の内容にあたる行為を行わないことを確認し、チェックしてください。

１つでもチェックがない場合は、市民センターを使用することができません。

□　商品の購買を増やすと利益が入る仕組みのネズミ講式の取引（マルチ商法等）

□　異常に高揚した心理状態で契約を締結させるもの（催眠商法等）

□　講習会(学習会)の形態を取りながら、物品のかわりに会員資格等を売る行為

□　無料サービスで人を集め、商品やサービスを売る行為

　　（物販を伴う場合は事前に参加者に周知すること）

□　求人をかたって人を集め、商品を売る行為（就職商法等）

□　貴金属の買取

□　霊感的・疑似医学的な説明で消費者の不安感を煽り、商品を売る行為

（霊感商法等）

□　リスクを伴う金融商品の取引、投資等の勧誘行為

□　市民の個人情報を収集するための活動

□　市民センター主催事業と判断しかねない誇大広告をして使用する場合

□　その他市民にとって不利益となりうるもの

□　参加者１人当たりの月謝や販売時の支払い合計金額が5,000円（資料代その他実費相当額を含む）を超える金銭（入場料や参加料等）を徴収するもの

□　保険契約、携帯電話（通信料を含む）等の商品を販売する行為

□　市民センター館長及び職員が管理上必要があると認めて当該施設に立ち入る場合、これを拒むもの